

周南市高齢者プラン「第11次老人保健福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定について

1 計画の策定について

介護保険事業計画の作成は介護保険法第百十七条第一項に基づき、市町村が「市町村介護保険事業計画」を、また同法第百十八条第一項に基づき、都道府県が「都道府県介護保険事業支援計画」を、それぞれ策定するものと定められています。

本計画は、国が定める基本指針に即して、3年を1期として策定することが義務付けられており、地域の高齢化の進展や介護ニーズの動向を勘案し、必要な介護サービスの見込み量やその確保策を定めるものです。

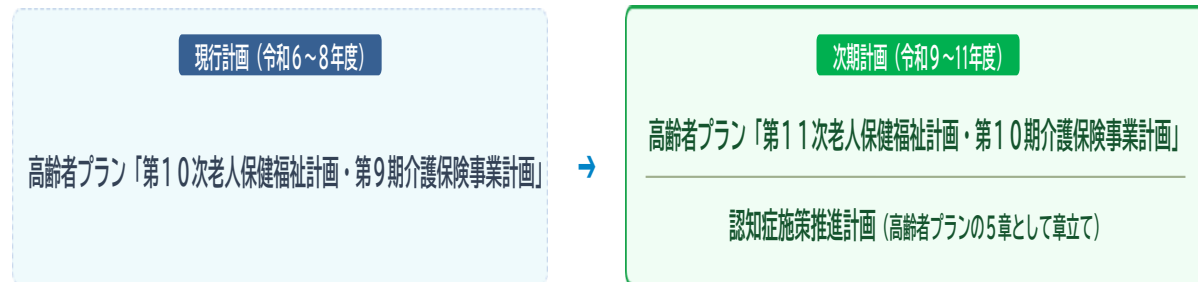
さらに、老人福祉法第二十条の八および第二十条の九の規定に基づき、高齢者の福祉全般を網羅する「老人福祉計画」と一体のものとして作成されることとなっており、これらが地方自治体における高齢者施策、および介護保険制度の円滑な運営を支える法的な基盤となっています。

なお、本計画策定にあたっては、国・県の基本指針及び上位計画、各分野の関連計画との整合性を図り策定することとなります。

上位計画・指針（整合・準拠）

国の基本指針 / 山口県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画 / 周南市総合計画

▼ 基本方針の反映



▲ 各分野における関連計画との連携・整合（双方向）

各分野の関連計画

地域福祉計画

健康づくり推進計画

障がい者福祉計画

住生活基本計画

地域公共交通計画

総合防災計画

2 計画策定に係る国の動向等 [（令和8年6月29日時点の国の動向）](#)

現在、国の社会保障審議会（介護保険部会）や「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会」において、次期計画策定に係る基本指針の構成について審議されており、まとめ次第、今後、正式に公表される予定です。

以下、別添資料3を参照

（1）基本指針の構成について（抜粋）

（ア）「2040 年を見据えた中長期推計」の義務化

令和8年6月29日時点において、国からの正式な「第10期基本指針」の告示はありませんが、現在、国の審議会等で検討されております。

次期計画では、2040年度を見据えた中長期的な人口動態や介護ニーズの推計値について、計画への記載が義務化される見込みです。

（イ）「新たな類型を含む特例介護サービス」の活用

過疎化が進む地域では、サービスの需要低下や人材不足により、介護基盤の維持が困難になっています。国は、こうした地域でも必要な介護サービスを途切れさせないよう、都道府県の条例で定める基準を満たす事業所が行うサービス（特定地域サービス）を通常の指定基準の一部を緩和した形で保険給付の対象とすることについて検討されています。具体的な対象サービスの範囲や人員配置基準・介護報酬等の詳細は、現在、国の社会保障審議会、介護給付費分科会等で議論されています。

（ウ） 認知症基本計画及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取り組み

国は、認知症基本法および認知症施策推進基本計画に基づき、共生社会の実現に向け、本人の声を尊重し「新しい認知症観」に立つ当事者参画・対話と、多様な主体の連携を基本方針として示しています。本市は、地域の実情に即し、介護保険事業計画等と一体的・柔軟に、本人の声を起点に当事者・家族と共に施策を共創・推進します。

重点目標として、①「新しい認知症観」の理解の浸透、②本人の意思の尊重、③本人・家族の地域での安心な暮らし、④新たな知見・技術の活用を示しています。

（エ）「テクノロジーの更なる活用等による生産性向上」

近年、介護人材の確保について懸念されるなか、事業所における見守り機器や介護記録のICT化、介護ロボットなど、介護現場の負担軽減や業務効率化に資する技術の活用について、今後、国から、更なるデジタル化と効率化による地域独自の対応策についての考え方が示されると思われます。

3 次期介護保険料の決定について

次期計画では、令和9(2027)～令和11(2029)年度の3か年の第1号被保険者(65歳以上高齢者)の介護保険料基準額を決定します。

(参考) 第8期(令和3～5年度) >	保険料基準月額	4,960円
第9期(令和6～8年度) >	保険料基準月額	4,960円

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
第8期計画			第9期計画(現行計画)			第10期計画		

4 スケジュールについて

R8		会議開催月（9月以降は予定）					R9		
6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

